

第3回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日 時 平成13年6月25日(月) 18:00~20:00

2. 場 所 日本電気協会 B会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

委 員: 班目主査(東京大学), 浅井(日本電気協会), 石本(東京電力), 近藤(東京大学), 友野(東京電力), 樋口(日本原電), 本陣(東京電力), 矢作(東京電力), 山川(日本原電), 渡辺(日本ニュークリアーフューエル)

欠席委員: 五十嵐(東京電力), 遠藤(日本原電)

オブザーバ: 堀江(日本電気協会)

事務局: 猪木・岩井(日本電気協会)

4. 配付資料

No.3-1 第2回基本方針策定タスク議事録(案)

No.3-2 原子力規格委員会 規格策定基本方針(案)に対するコメント及び対応案

No.3-3 原子力規格委員会 規格策定基本方針案(事務局修正版)

<第2回原子力規格委員会配付資料>

No.2-5-1 原子力規格委員会 基本方針策定タスク名簿

No.2-5-2 原子力規格委員会 規格策定基本方針(案)

5. 議事

(1) 前回議事録確認

資料 No.3-1 に基づき, 事務局から, 前回議事録案の説明があり, 原案どおり了承された。

(2) 規格策定基本方針案について

事務局から, 資料 No.3-2 に基づき, 原子力規格委員会 規格策定方針(案)に対する第2回原子力規格委員会及び会議後のコメント, 及びその対応案について, 「表現に関するコメントについては, 事務局で対応案を検討した」という前置きをして説明があった。

また, これら対応案を踏まえて修正した規格策定基本方針(案)である資料 No.3-3 が配布された。

議論の結果、表現に関するコメントについては、会議後各委員で確認しコメントがあれば事務局へ連絡することとし、全体的な方針及び個別内容に関するコメント対応については、以下を踏まえてタスク委員及び事務局で8月末を目途に基本方針案を修正し、タスク委員へ配布することになった。

また委員会説明用のコメント対応表を、資料 No.3-2 を基に事務局で作成することになった。

委員会委員からのコメントに対する対応は以下の通りとした。

- ・コメント No.1：P8「5.4 個々の分野に関連した規格の活動に係わる基本方針」については、基本的な方針のみを記載し、委員会及び分科会の状況説明は簡潔な記述とする。規格の個別名は本文には記載しないこととし、付録として規格一覧表を添付して分科会が参照できるようにする。
- ・コメント No.3：P23「公正性、公平性、透明性、公開性」の定義は、現状どおり P3 の 4.1 で記載する。用語順は公平（中立）、公正、公開（透明）で統一する。
- ・コメント No.4：「原子力施設」の他に「発電用原子力設備」等が使われているが、「原子力施設」に統一し「発電用」は削除する。
- ・コメント No.7：P13「6.国内他機関との協力」を「6.国内外他機関との協力」と修正し、ASME、IAEA、IEC 等の欧米規格との協力について具体的に記載する。
- ・コメント No.8：各規格策定機関の調整会議を設け、「各規格策定機関の役割分担」を明確にしていくことについては、原子力規格委員会の基本方針として記載することは難しく、別の場での検討が必要である。
- ・コメント No.9：IAEA で実施中である安全基準作成の「ステージ3」への日本側の対応については、民間側の対応は済んでおり国の基準に対して検討すべき事項であるので、本基本方針には記載しない。

核燃料サイクル施設に対する規格作成については、5章に追記する。

- ・コメント No.18：「軽水炉の改良、標準化や新型炉の開発動向を見据えた規格類の整備」については、必要に応じて実施していくこととする。
- ・コメント No.20：P13「6.5 行政庁との協調について」は、「行政組織としての了解を得るという目的ではなく、法令及び行政という専門性の観点から行政庁から

の委員参加が必要であること」,「行政庁の参加形態については,委員会は委員として参加することが決まっているが,分科会は行政庁で検討中であること」を踏まえて修正する。

- ・コメント No.25 : P3「3.6 事務局体制」については,「事務局は中立・公正の立場で補佐する任に当たるが,会計,経理,規格の発行・出版等,日本電気協会として意思決定するものを除き,会議の運営方針,意思決定には関わらない。」という主旨で事務局で修正する。
- ・コメント No.26 : P4「4.3(1)規格の名称及び番号」については,「規格番号は,規格利用者の混乱を避けるため委員会名称(「日本電気協会」の名称を含む。)と関係付け,識別する。」と修正する。
- ・コメント No.27,28,29,30,31 : P7「5.3 規格の制定,改定,廃止の基本方針」及び P9「5.4 個々の分野に関連した規格の活動に係わる基本方針」については,別紙のとおり修正する。
- ・コメント No.32 : 基本方針案の分科会への説明は,原子力規格委員会で承認された後に行う。

(4) その他

- ・第3回委員会前のタスク開催要否は,基本方針修正案の内容を踏まえて班自主査が判断することとした。
- ・委員会委員へは9月17日開催予定の第3回原子力規格委員会前に基本方針修正案を送付し,ご意見をいただくこととした。
- ・付則の了承は本文了承後でもよいが,可能な限り早く付則ドラフトを作成し,委員会委員から意見をいただく方向で進めることとした。

以上